

かりや夢ファンド補助金について

1 制度のねらい

かりや夢ファンド補助金は、市民や団体等からの寄附金とその同額を刈谷市が積み立てる「マッチング・ギフト」によって運用されている市民活動支援基金を基に、刈谷市民が自主的に刈谷のまちをよくするために行う活動の誕生・発展を応援することで、市民主体で解決する力を育てていくことを目的とした補助金制度である。

2 かりや夢ファンド補助金の補助メニュー

(1) まちづくり活動支援事業補助金

ア 内容

刈谷市内で市民団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援する。

イ 継続補助

同一事業2回まで（類似事業を含む） 1団体につき原則2回まで

ウ 補助率・上限額

補助対象経費の2分の1・上限20万円

(2) NPO法人設立支援事業補助金

ア 内容

刈谷市内でまちづくり活動を行うNPO法人の立上げを支援する。

イ 継続補助

1団体につき2回まで（2年連続に限る）

ウ 補助率・上限額

補助対象経費の3分の2・上限10万円（2回目は2分の1・上限5万円）

(3) まちづくりびと支援事業補助金

ア 内容

刈谷のまちづくりに取り組む人たちが自主的に参加する研修等の経費を支援する。

イ 継続補助

交付を受けた日以後3年間は補助対象者にならない。

ウ 補助率・上限額

補助対象経費の10分の9・上限1万円（国内研修）または5万円（海外研修）

3 今年度の夢ファンド部会について

(1) 夢ファンド部会の役割

ア かりや夢ファンドの活用拡大に関する検討を行う。

イ かりや夢ファンドの各補助金が適正に交付されるよう、書類審査・公開審査を行う。

(2) スケジュール

月	部会	それ以外
6月22日	■第1回 夢ファンド部会 ・募集要項及びチラシの確認や公開審査会における審査の基準・点数、今後のPR等についての検討 ・まちづくりびと支援事業補助金の運用・制度に関する意見交換 ・同補助金の活用拡大（申請増に向けた取り組み）に関する検討	
7月15日 ～9月30日		夢ファンド補助金の募集 ・募集要項、申請書類、説明動画更新版のホームページ公開 ・7月15日号市民だより掲載 ・刈谷市民ボランティア活動センター登録団体へちらしの発送 ※庁内各種助成金・補助金を紹介する資料も同封予定
10月	部会員へ夢ファンド補助金の申請書類の送付 ・申請内容についての協議を第2回部会にて行いますので、事前に内容をご確認ください。	
11月11日	■第2回 夢ファンド部会 ・まちづくり活動支援事業・5万円超、NPO法人設立支援事業について公開審査会に向けた確認・質問事項の検討、内容に疑義がある申請を書類審査のみで不採択とするかの決定 ・まちづくり活動支援事業・5万円以下の申請（＝公開審査は免除）の書類審査 ・まちづくりびと支援事業申請分について事務局審査の報告	
11月 ～令和5年1月		部会で協議された質問事項を申請団体にフィードバック ・公開審査では、質問事項を踏まえてプレゼンを用意
1月14日	■第3回 夢ファンド部会（公開審査会） ・まちづくり活動支援事業・5万円超、NPO法人設立支援事業の採否決定 ・まちづくり活動支援事業・5万円以下は、第2回の審査結果と、他部門の審査結果との全体調整の上、採否決定 ・まちづくりびと支援事業も、上記と同様に全体調整の上、採択 ・事業の企画・運営・申請額等に再検討を必要とすると判断したものについては「条件付」とし、事業の改善を求める。 →採択結果を第3回推進委員会で報告	
1月～3月		必要に応じて団体に確認・調整 団体による交付申請手続き
4月1日～		団体活動開始
～令和6年3月		団体による実績報告提出・補助金を交付

※上記の他、まちづくりコーディネーターが夢ファンド採択事業を取材して「かりや夢ファンドレポート」を作成することもあります。

1 これまでのかりや夢ファンド実施事業について

資料2

ア まちづくり活動支援事業補助金

(単位：円)

年度	事業名	団体名	実施時期	実施場所	事業費	決定額	実績額	年度件数	年度決定額	年度実績額
H31	カリフェス	刈谷商工会議所青年部	令和2年1月23日(土)	総合運動公園	1,047,210	200,000	200,000	5	735,000	735,000
	ふれあい泉田朝市活性化	ふれあい泉田朝市会	毎月第4日曜	八王子神社	150,300	55,000	55,000			
	かりやマーブルタウン	かりやマーブルタウン実行委員会	令和元年9月7日(土)、8日(日)	愛知教育大学	500,000	200,000	200,000			
	人と人が繋がり、集う部屋「洋子の部屋」	Officeアイリスの華	令和元年6月30日(日)	総合文化センター小ホール	160,000	80,000	80,000			
	KARIYA JAZZY JAM 2019	KARIYA JAZZY JAM実行委員会	平成31年4月14日(日)	産業振興センター あいおいホール	2,300,000	200,000	200,000			
R2	刈谷市内・市道道路付属物等の点検及び補修方法の提言	特定非営利活動法人Green Trust	通年	市内一円	470,000	200,000	200,000	2	400,000	308,000
	亀城小学校避難所運営マニュアル作成と訓練	亀城小学校の避難所運営を考える会	通年	亀城小学校	476,000	200,000	108,000			
R3	刈谷市内・市道道路付属物等の点検及び補修方法の提言	特定非営利活動法人Green Trust	通年	市内一円	500,000	200,000	200,000	3	512,000	498,000
	『泉田の歴史』冊子発行事業	泉田郷土研究会	令和4年2月発行	泉田市民館	385,000	192,000	192,000			
	”聖火リレーを体験しませんか”	F G 依佐美ランナーズクラブ	令和3年6月27日(日) 9~12時	刈谷総合運動公園内	240,000	120,000	106,000			
R4 (予定)	没後100年 神谷傳兵衛を知る・伝える	傳兵衛クラブ刈谷	9月	中央図書館	460,000	200,000		3		
	なかよしGS地域住民健康増進活動	なかよし広場	通年	なかよし広場	6,406,000	200,000				
	刈谷市地域映像制作のためのビデオ講座	刈谷映画倶楽部	未定	未定	400,000	200,000				

イ NPO法人設立支援事業補助金

(単位：円)

年度	事業名	団体名	実施時期	実施場所	事業費	決定額	実績額	年度件数	年度決定額	年度実績額
H28	NPO法人設立支援事業	NPO法人ぎふと			210,700	100,000	100,000	1	100,000	100,000
H31	NPO法人設立支援事業	特定非営利活動法人ふらっとほーむ			150,000	100,000	100,000	1	100,000	100,000

ウ まちづくりびと支援事業補助金

(単位：円)

年度	研修等名	申請人数	団体	研修目的	研修費	決定額
H30	携帯トイレトレーナー講座	2名	防災ママかきつばた	携帯トイレトレーナー講座を受講し、トイレの備蓄の必要性を啓発していくため	各 3,000	各 2,000

寄附金について

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度(予定)			
収入	寄附						
	トヨタグループ	200,000	70,000	80,000			
	その他企業	0	0	0			
	市民等	208,032	213,768	250,000			
	ふるさと納税			600,000			
	小計(a)	408,032	283,768	930,000			
	市マッチングギフト(b)	408,032	283,768	930,000			
	運用収入額(c)	16,205	7,958	9,000			
合計(a)+(b)+(c)	832,269	575,494	1,869,000				
支出	内容	件数	基金取崩額	件数	基金取崩額	件数	基金取崩額(予定)
	コラボ70補助金	6	5,441,000	11	8,932,000		
	NPO法人設立支援事業補助金	0	0	0	0	0	0
	まちづくり活動支援事業補助金	2	400,000	3	498,000	3	600,000
	まちづくりびと支援事業補助金	0	0	0	0	10	100,000
	合計	8	5,841,000	14	9,430,000	13	700,000
各年度末の基金額		12,295,442	7,906,936	9,075,936			

コラボ70補助金 一般財源	2,720,500	コラボ70補助金 一般財源	4,466,000
------------------	-----------	------------------	-----------

- ※1 収入は、各年度【前年度12月～当該年度1月分】の金額を計上。
- ※2 令和2、3年度のコラボ70補助金件数は、新型コロナウイルスの影響による実際の事業実施年度で計上。
- ※3 コラボ70補助金は、基金と一般財源で2分の1ずつ負担。

【令和4年度かりや夢ファンド補助金 募集要項】

かりや夢ファンド補助金 令和5年度活動団体を募集します



市民活動支援基金「かりや夢ファンド」とは、刈谷市民が刈谷のまちをよくしていくことを自主的に行う活動を応援することで、市民主体で解決する力を育てていくことを目的とした補助金制度です。

まちづくり活動支援事業補助金

補助率 1/2
上限 20万円

市民団体などが、刈谷市の地域文化、人材などの地域資源を活用しながら、継続して自主的に行う公益的なまちづくり活動の経費を支援します。

令和2年度より
変わりました！

補助金申請額が5万円以下の場合は、書類審査のみとなりました！

新たに立ち上がった団体なども、負担が少なく気軽にチャレンジできます！

NPO法人設立支援事業補助金

補助率 2/3
上限 10万円

NPO法人設立（予定）団体に対し、まちづくりの新たな担い手として活躍できるように、NPO法人の運営基盤整備の経費を支援します。

※補助金申請額に関わらず公開審査会の参加が必須です。

※各補助金は、当該補助金の令和5年度予算が成立することを条件とします。

【募集期間】 令和4年7月15日（金）～9月30日（金）

【公開審査会】 令和5年1月14日（土） 刈谷市民ボランティア活動センター
（刈谷市民交流センター1階）

【問い合わせ先】 刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住 所：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

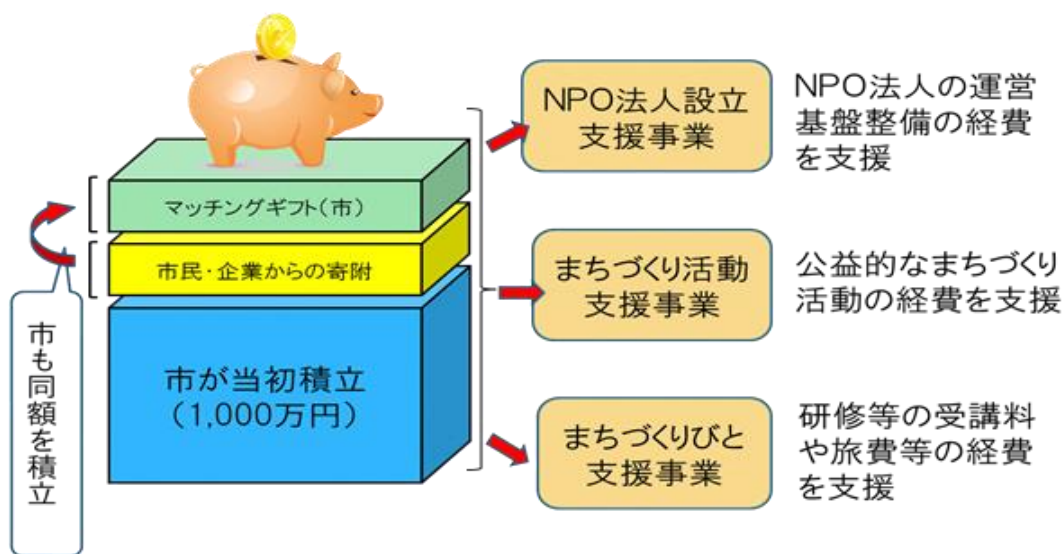
電 話：0566-95-0002 F A X：0566-27-9652

メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

1 かりや夢ファンドの仕組み

■「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金を元に、平成 22 年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めて「かりや夢ファンド」に寄附することにより、まちづくりに参加することができる新たな仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



■まちづくりって、具体的にどんな活動を意味しているの？

まちづくりとは、自分たちのまちがどのようなまちであったらよいかを考え、話し合い、生き生きと暮らせるような空間・社会・仕組みをつくっていくことを示しています。

具体的な活動としては、次のような活動が挙げられます。事業をイメージする参考にしてください。

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------------------|
| (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動 | (11) 国際協力の活動 |
| (2) 社会教育の推進を図る活動 | (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| (3) まちづくりの推進を図る活動 | (13) 子どもの健全育成を図る活動 |
| (4) 観光の振興を図る活動 | (14) 情報化社会の発展を図る活動 |
| (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | (15) 科学技術の振興を図る活動 |
| (6) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 | (16) 経済活動の活性化を図る活動 |
| (7) 環境の保全を図る活動 | (17) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動 |
| (8) 災害救援活動 | (18) 消費者の保護を図る活動 |
| (9) 地域安全活動 | (19) 上記に挙げた活動に準ずる活動として
県又は指定都市の条例で定める活動 |
| (10) 人権の擁護または平和の推進を図る活動 | (20) 上記に挙げた活動を行う団体の援助 |

2 補助金の種類

区分	まちづくり活動支援事業補助金	NPO法人設立支援事業補助金
内容	刈谷市内で市民団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。	刈谷市内でまちづくり活動を行うNPO法人の起ち上げを支援します。
対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和5年4月1日～令和6年3月31日 (申請1回目に関し、令和4年度に生じる対象経費を加算できる)
補助対象	次の要件を全て満たす事業 ①市民団体が自ら主体的に実施する事業 ②広く刈谷市民が参加できる公益的な事業 ③刈谷市の地域文化、人材等地域資源の活用を図る事業 ④独創性または先駆性がある事業 ⑤発展性または継続性が見込まれる事業 ⑥他の市民団体と協働して行うことが見込まれる事業	次の要件を全て満たす団体 ①刈谷市内に事務所または活動拠点を持ち、主に刈谷市内で活動し、今後も引き続き刈谷市内で活動を行う予定がある団体 ②令和2年度から令和4年度までにNPO法人設立の認証を取得した団体 ③令和4年度から令和5年度までにNPO法人設立の認証を取得する予定の団体(所轄庁に設立認証申請書を提出中の団体を含む)
継続補助	1団体につき原則2回まで ※コラボ70補助金採択事業は回数に含めない	1団体につき2回まで ※2年連続で行う場合に限る

(1) 注意事項

- ア 各補助金を同一年度に重複して申請することはできません。
- イ まちづくり活動支援事業は1団体につき1事業までの申請となります。
- ウ まちづくり活動支援事業は、事業継続のための初期段階における支援という観点から、1団体につき原則2回までの補助とします。なお「事業内容」が前回と明らかに異なる場合に限り、申請を受理し審査員の審議により補助を決定しますので、団体として3回目以降の申請をお考えの際は、事前に市民協働課へご相談ください。
- エ 継続補助を希望する場合も、初回と同様に申請・審査の対象となります。

(2) 対象外となる事業

- ア 政治、宗教または営利を目的とした事業
- イ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある事業
- ウ 事業の主たる効果が刈谷市外で生じる事業
- エ 刈谷市の他の補助金の交付を同一年度に受ける事業
(市民団体の運営に係るものは除く)

3 対象となる経費及び補助率

区分	まちづくり活動支援事業補助金	NPO法人設立支援事業補助金
対象経費	①謝礼金（講師、出演者等への謝礼金） 【上限5万円】 ②旅費（交通費及び宿泊費） ③消耗品費（資料、チラシの用紙代等） ④食糧費（景品としてのお菓子、飲料等の代金）※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑤印刷製本費（チラシ、冊子等の作成費） ⑥通信費（案内文書及び資料の郵送料等） ⑦保険料（イベント保険料、損害賠償保険料等） ⑧使用料及び賃借料（会場等の使用料及び機材等の借上料） ⑨備品購入費（購入価格が概ね3万円を超え、耐用年数が2年以上の物品の購入費）※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑩その他の経費（その他市長が必要と認める経費）	①NPO法人を設立するための手続に必要な経費 ②事務所または活動拠点の賃借料（共益費及び消費税を含む） ③事務所または活動拠点の光熱水費及び通信運搬費 ④NPO法人の継続的な運営に直接必要な備品購入費及び消耗品費 ⑤NPO法人の周知のために必要な印刷製本費
対象外経費	①市民団体の構成員に対する人件費、謝礼金、旅費及び食糧費 ②市民団体の運営に関する経常的な経費（光熱水費等）	収益事業に係る経費
補助率	補助対象経費の1/2	1回目は補助対象経費の2/3 2回目は補助対象経費の1/2
上限額	上限20万円（1,000円未満切捨て）	1回目は上限10万円 2回目は上限5万円（1,000円未満切捨て）

かりや夢ファンドの補助金にチャレンジして、積極的にまちづくり活動に取り組むカリ〜♪



4 申請の方法

(1) 申請に必要な書類

区分	必要書類
まちづくり活動支援事業補助金	①まちづくり活動支援事業補助金補助対象事業認定申請書（☆） ②まちづくり活動支援事業補助金事業計画書（☆） ③まちづくり活動支援事業補助金収支予算書（☆） ④まちづくり活動支援事業補助金申請チェックシート（☆） ⑤団体規約
NPO法人設立支援事業補助金	①NPO法人設立支援事業補助金補助対象団体認定申請書（☆） ②NPO法人設立支援事業補助金申請理由説明書（☆） ③NPO法人設立支援事業補助金補助対象経費内訳書（☆） ④NPO法人設立支援事業補助金申請チェックシート（☆） ⑤設立認証申請書の写し （法人設立後に申請するときは、登記事項証明書の写し） ⑥定款 ⑦役員名簿 ⑧設立趣旨書（申請1回目限り） ⑨市民活動団体等の事業計画書・収支予算書

（☆）印の書類は、本補助金の専用様式です。様式は、刈谷市ホームページからダウンロードできます。（①②は Word 形式、③④は Excel 形式）

- (2) 提出方法
- ア 直接市民協働課へ提出してください。担当職員がその場で内容を確認し、受理しますので、時間にゆとりを持って来てください。
 - イ 事情により、直接提出が難しい場合は、ご相談ください。
 - ウ 書類の記入方法などご不明な点は、刈谷市民ボランティア活動センター及び市民協働課で随時対応しますので、お問合せください。
 - エ 提出された書類は、情報公開の対象となります(個人情報を除く)。あらかじめご了解いただいた上でご応募ください。

- (3) 提出場所
- 刈谷市 市民活動部 市民協働課（刈谷市役所 3階）
 住 所：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地
 電 話：0566-95-0002 FAX：0566-27-9652
 メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

- (4) 申請期間
- 令和4年7月15日（金）～9月30日（金）
 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日は除く）

作成のヒント



皆さんの思いがしっかり伝わるように…

申請書作成・公開審査に向けてこんな点を大切にしましょう！

(1) 申請書は「ラブレター」

申請書を読む相手のハートに届くことが大切です。申請書には、「こんな点を記述してください」と審査する側が知りたいことが書かれています。相手の「こういう点を応援したい」という気持ちを受けとめ、ひとつひとつ、丁寧に答えるように申請書を書きましょう。

(2) 全体のストーリーが伝わるように

「●●事業をしたい」と自分は思っているでも、経過を知らない人からは、「どうしてその事業が必要なのか」が納得できないと、細かく事業の内容を述べても評価に結びつかないことがあります。「①地域がどんな状況になっているの？ ②それをどのような状態にしたいの？ ③そのために何をやるの？」。③から急いで書き始めず、①②③がひとつのストーリーとして説明できると、事業の必要性が伝わりやすくなります。

法人設立支援の場合も、①どんな目的を持ち、②どんな効果を収めたいのか、③そのために当面どんな事業をし、④どんな体制で進めるのか、といった組織の全体の方向性を整理して書いていきましょう。

(3) 事業内容の書き方

以下の点を留意しましょう。

ア 5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、どうする、どのように）が書かれていますか。

イ 例えば複雑な事業の場合…冒頭で概略を説明し全体像を示した上で→以下詳細を記すといったような、相手が情報を受け取りやすい工夫をしていますか。

ウ その分野に詳しい人しかわからない専門用語を多用していませんか。

（使う場合には、解説も記しておきましょう）

(4) 公開審査は、コミュニケーションの場

ア みんなの前で説明するプレゼンだからといって「立て板に水」である必要はありません。プレゼンは、「プレゼント」と語義が同じ。「よい判断をしてもらうために、相手の理解に役立つような情報をプレゼント（提供）している」という位の気持ちがよいでしょう。

イ 自己紹介 → 提案理由・ねらい → 内容のポイント → 実行体制 → まとめ、といった全体構成と、箇条書程度は準備することをお勧めします。

ウ 1分間で話せる文字数は 250 字程度とされています。原稿を書く場合の参考に。

エ 質問は「説明が不十分だった点を理解したい」という表れです。質問の意図を受けとめ、過不足なく、率直に答えるようにしましょう。

令和 4 年度募集説明動画

本募集要項の記載内容は、こちらの動画からも確認ができます。→
書類の記入方法などご不明な点は、刈谷市民ボランティア活動センター
及び市民協働課でも随時受け付けますので、お気軽にご相談ください。



QRコードは、デンソーウェーブの登録商標です。

5 審査の方法

審査は、各補助金共通の方法で行います。

(1) 審査員

審査員は、「共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会員が務めます。

また、公開審査会に参加した高校生以上の人は、会場投票という形で審査に参加することができます。

なお、審査員が提案団体の役員・職員である場合は、該当する審査員は、当該事業のみ審査から外れます。

(2) 書類確認

提出された書類は、市民協働課で不備等確認した後、審査員に配付されます。

その後、審査員による意見交換会を開催し、提案内容について理解を深め、審査の視点を確認します。まちづくり活動支援事業補助金申請額が5万円以下の提案事業については、意見交換会の場で併せて審査も行います。

なお、NPO 法人設立支援事業補助金及び補助金申請額が5万円より大きいまちづくり活動支援事業補助金についても、書類審査で不採択を決定する場合がありますので、ご了承ください。

また、意見交換の際に生じる質問事項等については、意見をまとめ、公開審査会前に各団体へ通知します。公開審査会では、その内容（回答）を踏まえた上でプレゼンテーションをしてください。

(3) 公開審査会

令和5年1月14日（土） 刈谷市民ボランティア活動センター

公開審査会では、皆さんの提案を直接聴き、質問などを含めたコミュニケーションを行うことで、今後の刈谷のまちづくりに向けた知恵の交換や共感を育み、交流を深める場となることを目指しています。

公開審査会は、まちづくり活動支援事業補助金申請額が5万円以下の団体を除く全ての団体に参加していただきます。公開審査会に参加できない団体は、審査の対象外となります。

また、希望する団体は、事前にリハーサルを行うことができます。リハーサルは、1月5日（木）、6日（金）に刈谷市民ボランティア活動センター（予定）で行いますので、希望する団体は、12月27日（火）までに市民協働課へご連絡ください。

ア 審査の流れ

公開審査会における各団体の説明・発表時間は、7分間です。その後、7分間の質疑応答を経て、採点を行います。書類、実際の対面による説明、質疑応答の内容を受け、得点を確定します。

審査を行う順番は、審査員意見交換会において抽選で定め、事前に連絡します。

イ プレゼンテーション（企画案説明）に参加する人数

各団体の提案発表者・質疑応答者は、5人以内とします。

ウ パソコンを用いて発表する場合

パソコンは各自ご持参ください。プロジェクターは事務局で用意します。リハーサル日である1月5日（木）、6日（金）のどちらかの日程で接続確認をしてください。パソコンを用いて発表する場合は、必ずリハーサルに参加してください。

（公開審査会当日は、接続を確認する時間はありません。）

エ 当日配付したい資料がある場合

当日資料を配付したい場合は、審査員用15部、来場者用50部を1月11日（水）までに市民協働課へご持参ください。期日後は、配付資料の受付はできません。

（4）結果発表

公開審査会に参加した事業については、その日に審査結果の発表を行います。また、まちづくり活動支援事業補助金申請額が5万円以下の提案事業を含めた全ての事業の審査結果は、公開審査会後に正式に文書で通知するとともに、市ホームページで公開します。

審査の協議内容によっては、対象経費の再確認や実施に当たっての条件を付す場合があります。詳細については、後日改めて文書で通知した上で、市民協働課による追加調査を行います。条件を満たすことができない事業は、採択を取り消す場合があります。

（5）採択の方法

提案事業の採択は、基準点に達している事業のうち、得点の上位から予算の範囲内で申請額の全額補助として採択していきます。

予算額に達する時点の事業については、一部補助という形で採択するものとします。

（6）団体、提案内容の事前PRについて

7分間という説明時間は、想像している以上に短いものです。団体の概要や提案内容について、簡潔、かつ、効果的に発表することが求められます。

そこで、1月7日（土）から1月13日（金）までの間に刈谷市民交流センター1階ロビーにおいて、提案団体の活動概要や提案内容を紹介できる場所を設置します。

また、公開審査会当日も、会場の一角に団体の活動内容を紹介することができるスペースを設置します。

事前PRの参加は義務ではありませんが、皆さんの活動を市民の皆さんへ幅広く伝えることができるチャンスです。参加することで、提案内容への理解の促進などが期待されますので、ぜひご参加ください。

事前PRを希望する団体は、1月6日（金）までに展示物を市民協働課まで提出してください。詳細は、申請団体に後日ご案内します。

なお、展示物は、公開審査会終了後にお持ち帰りください。



6 審査の基準・点数

(1) まちづくり活動支援事業補助金

次の5つの視点・ポイントに基づき、審査します。(25点満点)

審査の視点	審査のポイント	配点
①主体性・協働性	課題を自分ごとと捉え、他の主体に依存することなく、自分たちでできることを行おうとしている。 さまざまな市民や団体が参加し、つながる機会をつくっている。	5
②公益性	まちの課題や市民のニーズに対応し、多くの市民の利益に貢献することができる。 事業を通して人々の共感を得て、意識を向上させていくことができる。	5
③独創性・先駆性	新しい課題やテーマ、視点からの取り組みである。 事業の進め方や手法に工夫があり、団体の特性が活かされている。	5
④実現性	事業計画やスケジュール、収支計画が具体的・妥当である。 団体としての組織力があり、事業を効果的に行うことができる。	5
⑤発展・継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	5

(2) NPO法人設立支援事業

次の6つの視点・ポイントに基づき、審査します。(30点満点)

審査の視点	審査のポイント	配点
①課題解決力	団体の活動が刈谷のまちの課題、市民のニーズに的確に対応している。	5
②発展・継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	5
③公益性	団体の活動が、多くの市民や団体の利益に貢献する。	5
④実現性	刈谷のまちにおいて、充実したまちづくりを行う見通しがある。	5
⑤組織力	法人設立後の運営についての役割分担がしっかりしている。 組織力を高めていくための計画がある。	5
⑥補助による効果	補助金を交付することに対する効果が大きい。	5

(3) 会場投票について

ア 点数の計算方法

会場投票は、以下の計算方法で算出します。

会場点 = $A \div \text{投票総数} \times \text{得票数}$ (小数点以下第3位四捨五入)

(A: まちづくり活動支援 = 5点

NPO法人設立支援 = 6点)



イ 投票の方法

(ア) 受付時に投票用紙を配付します。

(イ) 参加者は、各団体による提案内容やプレゼンテーションに基づき、優れていると思われる団体・事業を各補助金につき2つ選択します。このため、提案事業が2事業以下の場合、会場投票は行いません。

(ウ) 全ての公開プレゼンテーションが終了後、投票用紙を回収し、集計します。

(エ) 途中参加や途中退室の参加者は、投票する権利はありません。

(オ) 同一事業を2つ記入した場合、1つしか記入していない場合、3つ以上記入した場合は、いずれも無効とします。

(4) 基準点について

採択には、次の基準点を上回る必要があります。

- ・まちづくり活動支援事業補助金：12.5点以上
- ・NPO法人設立支援事業補助金：15点以上

7 補助金の交付

補助金の交付は、次年度予算の成立を条件とします。予算の確定後、事業採択を受けた各団体は、原則として翌年4月に「補助金交付申請書」を提出し、同年度内の事業完了後に「実績報告書」及び「補助金請求書」を提出します。

市は、全ての書類を受領、確認した後、指定口座に入金します。(事業完了時に収入額が支出額を上回った場合は、差引額分の補助金を減額します。) なお、補助金請求書に記載する振込先は、原則として申請団体または団体の代表者名義の口座とします。

8 広報に関する支援

採択された事業は、市広報への掲載や報道機関への情報提供等事業PRのための広報支援についても、可能な範囲で対応します。

また、団体の皆さんの活動をよりPRできるよう、採択事業について取材し、内容をまとめた夢ファンドレポートを関係各所に掲載します。

9 実績報告

(1) 実績報告に必要な書類

区分	必要書類	提出期日
まちづくり活動支援事業補助金	①まちづくり活動支援事業実績報告書(☆) ②まちづくり活動支援事業補助金収支決算書(☆) ③まちづくり活動支援事業補助金ふりかえりシート(☆) ④まちづくり活動支援事業補助金請求書(☆) ⑤領収書等の写し(宛名、日付、但し書等確認) ⑥事業の実施状況が分かる写真(電子データも併せて提出) ⑦その他団体の現状を把握するため参考となる資料	事業が終了してから30日以内又は令和6年3月末のいずれか早い日まで
NPO法人設立支援事業補助金	①NPO法人設立支援事業実績報告書(☆) ②NPO法人設立支援事業補助金決算書(☆) ③NPO法人設立支援事業補助金ふりかえりシート(☆) ④NPO法人設立支援事業補助金請求書(☆) ⑤登記事項証明書の写し(認定申請書に添付した場合は省略可) ⑥領収書等の写し(宛名、日付、但し書等確認) ⑦事業の実施状況が分かる写真(電子データも併せて提出) ⑧その他団体の現状を把握するため参考となる資料	令和6年3月末まで

ア (☆)印の様式は各補助金とも、刈谷市ホームページからダウンロードできます。

(①③④は Word 形式、②は Excel 形式)

イ 領収書は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までのものが対象です。宛名、日付や但し書に「〇〇代として」等が適正に記載されているか確認してください。

ウ 災害等申請団体の責めに帰すことができない事由により事業を中止した場合、それまでにかかった経費について補助が可能な場合がありますので、ご相談ください。

(2) 実績報告会

補助金の交付を受けた団体は、事業完了の翌年度以降に行われる実績報告会等で、活動内容等について報告していただくことがあります。

実績報告会の日程や内容等、詳細は、後日ご案内します。

10 失格事項

次のいずれかに該当する申請者は、審査の対象から除外します。

また、補助金交付後に発覚した場合は、補助金を返還していただきます。

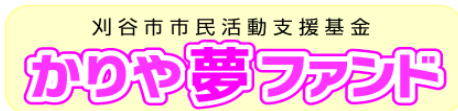
- (1) 提出された書類に虚偽の記載があったとき
- (2) その他不正な行為があったとき

11 ロゴ等の使用

採択事業に関するチラシやポスター等には、原則、かりや夢ファンドのロゴと『この事業は、かりや夢ファンドの補助金を受けて実施しています。』等の文言を入れてください。なお、かりや夢ファンドのロゴは、市ホームページからダウンロードできます。

《横バージョン》

《縦バージョン》→



12 その他

採択事業の実施状況の写真を、各種報告、市民だより等で使用しますので、ご協力ください。

また、本募集要項の内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により変更となることがあります。

13 かりや夢ファンドへの寄附

～ あなたの思いが 刈谷のまちづくりにつながります ～

あなたの寄附金を、市民団体などが行うまちづくり活動や、NPO法人の設立支援、人材育成などのための補助金として活用します。

あなたの寄附金と同額を、刈谷市も基金に積み立てます。例えば、あなたが1万円を寄附したら、刈谷市も1万円を寄附します。

寄附の申出は、こちらからもできます↓

皆様のご寄附を
お待ちしております♪



QRコードは、デンソーウェブの登録商標です。

かりや夢ファンドの趣旨に賛同し、想いを基金に託していただいた皆さんを紹介します。
(令和3年4月～令和4年3月末現在。匿名の方は省略。順不同。)

岩渕道久 様	愛知製鋼株式会社 様
株式会社デンソー 様	株式会社ジェイテクト 様
株式会社豊田自動織機 様	豊田通商株式会社 様
アイシン精機株式会社 様	刈谷市民ボランティア活動センター来場者 様
トヨタ紡織株式会社 様	ボーイスカウト刈谷第11団
トヨタ車体株式会社 様	

ご寄附いただき、本当にありがとうございます。

皆様のご寄附は、かりや夢ファンドの補助金として活用させていただきます。

刈谷市市民活動支援基金

かりや夢ファンド



令和4年度

まちづくりびと支援事業補助金募集要項

補助率：9 / 10

**上限額：研修場所が国内の場合 10,000 円
海外の場合 50,000 円**



あなたの
ステップアップ
応援します

<受付期間>

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

- ◆午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）
- ◆先着順とし、予算額に達し次第、受付を終了します。

【担当・問合せ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住 所：愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 〒448-8501

電 話：0566-95-0002 FAX：0566-27-9652

電子メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

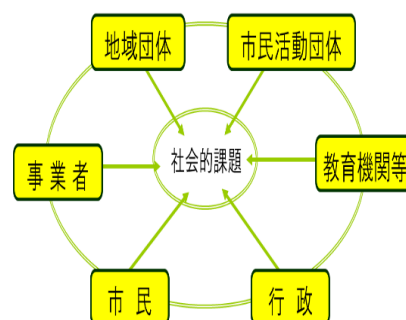
ホームページ：<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/shiminkyodo/kyosonkyodo/yume/machibito/matidukuribito.html>

1 制度のねらい

かりや夢ファンド補助金「まちづくりびと支援事業補助金」は、共存・協働のまちづくりの推進の一環として、資金の支援という形で、市民自らが自主的に行う自己研鑽活動を応援するとともに、研修修了後、自らの活動の向上のみならず、他の団体の活動などへも研修効果が広がることで、刈谷のまち全体の力が上がり、自立し、継続していくまちづくりの循環が生み出されることを期待しています。

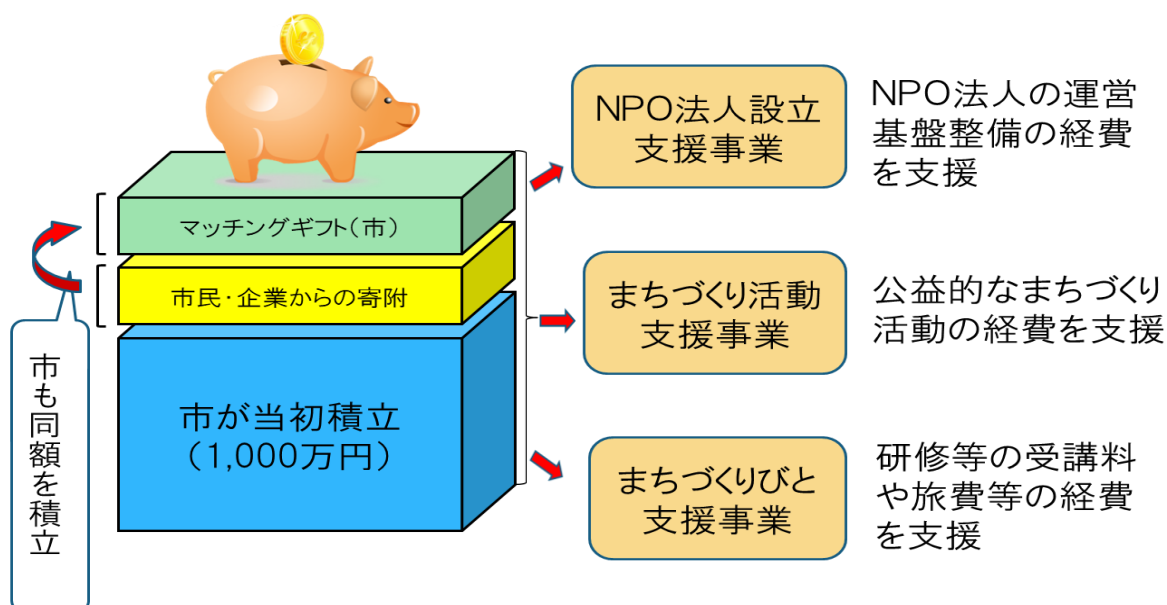
■「共存・協働のまちづくり」とは？

共存・協働のまちづくりとは、暮らしやすく心の通ったまちにしていくために、刈谷のまちづくりを担うさまざまな主体が、まちの課題を「自分ごと」としてとらえ、お互いを尊重した上で、目標を共にしながら、知恵や力を活かしあい、対話・理解・共感を大切にしながら取り組むことを意味しています。
※参考資料「刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針」



■「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金を元に、平成22年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めてかりや夢ファンドに寄附することにより、まちづくりに参加することができる新たな仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



2 制度の内容

対象者	<p>次の要件のいずれかを満たす人が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆刈谷市に在住、在勤または在学の人 ◆刈谷市外に在住ではあるが、刈谷市内で自主的に公益的な活動を行っている団体に所属する人 <p>※補助金の交付は、1年度あたり1団体につき2人までです。 ※補助金の交付を受けた人は、交付を受けた日以後3年間は補助対象者となることができません。</p>
対象となる研修	<p>令和4年度中に受講する、刈谷のまちづくり活動に貢献する下記の研修が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆講習会、セミナー ◆大学院または大学の公開講座 ◆先進都市調査 <p>※補助対象者が所属する団体が主催するものを除きます。</p>
対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修の開催場所までの往復の交通費（公共交通機関に限ります。） ◆研修受講料 ◆研修資料代
対象外の経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共交通機関以外の交通費 ◆研修を受ける際に必要となった宿泊費
補助率	補助率は補助対象経費総額の9/10（100円未満切捨て）
上限額	上限額は研修場所が国内の場合は1万円、海外の場合は5万円

3 申請の方法

(1) 申請に必要な書類

- ①まちづくりびと支援事業補助金交付申請書
- ②まちづくりびと支援事業補助金研修計画書（研修の概要がわかる書類を添付してください。また所属団体の概要がわかる書類があれば併せて提出してください。）
- ③まちづくりびと支援事業補助金補助対象経費内訳書（対象経費の見積額がわかる書類があれば提出してください。）
- ④まちづくりびと支援事業補助金申請チェックシート

※上記の書類は、市民協働課に設置しているほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。（①②はWord形式、③④はExcel形式）

(2) 提出方法

研修受講前に、直接市民協働課へご持参ください。担当職員がお話を伺った上で受理しますので、十分なゆとりを持ってご提出ください。

※事情により直接提出が難しい場合は、ご相談ください。

※書類の記入方法などのご相談については、市民ボランティア活動センター、市民協働課で随時対応します。

※ご提出いただいた書類は、情報公開の対象となります(個人情報を除く)。あらかじめご理解いただいた上でご応募ください。

4 審査の流れ

審査は、市民協働課にて下記の審査基準に則り補助を決定します。

なお、市民協働課だけでは審査が難しいと判断した場合は、「刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会での審議を経て補助を決定します。

審査基準	1	研修内容及び効果が、公益性のある内容か。
	2	研修後、自らの活動へ直接効果が期待できるか。(所属団体等の活動への効果)
	3	研修後、将来的に市全体のまちづくりへの貢献が期待できるか。(他団体や他の主体の活動への貢献・協力)
	4	申請金額は妥当か。

※提出された書類に虚偽の記載があったとき、審査員に個別に接触したとき、その他不正な行為があったときは、審査の対象から除外します。

5 実績報告

(1) 実績報告に必要な書類

- ①まちづくりびと支援事業実績報告書(☆)
- ②まちづくりびと支援事業補助金決算書(☆)
- ③まちづくりびと支援事業補助金ふりかえりシート(☆)
- ④まちづくりびと支援事業補助金請求書(☆)
- ⑤領収書の写し
- ⑥研修の修了を証する書類又は研修資料等の写し

※☆印の書類は、市民協働課に設置しているほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。(①③④はWord形式、②はExcel形式)

(2) 提出期限

研修終了後もしくは交付決定後のどちらか遅い日から30日を経過する日又は当該年度の末日までに提出してください。提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。

※必要に応じて、研修内容を実績報告会等で発表していただくことがありますので、ご協力をお願いします。